

議案第 33 号

令和 7 年度

後期高齢者医療事業特別会計予算書

第 1 表 歳入歳出予算

京 都 府 京 丹 後 市

議案第 33 号

令和 7 年度京丹後市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 7 年度京丹後市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 0 7 1, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、
2 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(単位：千円)

- 4 -

(単位：千円)

計 合 出 歳

1 総括
歳入

1 総括
歳入

(単位：千円)

[illegible]

歲 出

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較
1		保険料	758,376	731,463	26,913
	1	後期高齢者医療保険料	758,376	731,463	26,913
	1	特別徴収保険料	497,424	473,936	23,488
	2	普通徴収保険料	260,952	257,527	3,425

2		使用料及び手数料	50	50	0
	1	手数料	50	50	0
	1	督促手数料	50	50	0

3		繰入金	303,758	290,155	13,603
	1	一般会計繰入金	303,758	290,155	13,603
	1	事務費繰入金	15,164	11,158	4,006
	2	保険基盤安定繰入金	288,594	278,997	9,597

4		繰越金	1,912	2,187	△275
	1	繰越金	1,912	2,187	△275
	1	繰越金	1,912	2,187	△275

5		諸収入	6,904	3,145	3,759
	1	延滞金加算金及び過料	50	50	0
	1	延滞金	50	50	0
	2	償還金及び還付加算金	2,510	2,510	0
	1	保険料還付金	2,500	2,500	0
	2	還付加算金	10	10	0
	3	市預金利子	1	1	0
	1	市預金利子	1	1	0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 特別徴収保険料現年度分	497, 424	特別徴収保険料現年度分 497, 424
1 普通徴収保険料現年度分	259, 952	普通徴収保険料現年度分 259, 952
2 普通徴収保険料滞納繰越分	1, 000	普通徴収保険料滞納繰越分 1, 000

1 督促手数料	50	督促手数料 50

1 事務費繰入金	15, 164	事務費繰入金 15, 164
1 保険基盤安定繰入金	288, 594	保険基盤安定繰入金 288, 594

1 前年度繰越金	1, 912	前年度繰越金 1, 912

1 延滞金	50	延滞金 50
1 保険料還付金	2, 500	保険料還付金 2, 500
1 還付加算金	10	還付加算金 10
1 預金利子	1	預金利子 1

004 後期高齢者医療事業特別会計

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較
	4	雑入	4,343	584	3,759
		1 滞納処分費	1	1	0
		2 雑入	4,342	583	3,759

節		説 明
区 分	金 額	
1 滞納処分費	1	滞納処分費 1
1 雑入	4,342	京都府後期高齢者医療広域連合連携強化事業補助金 179 京都府後期高齢者医療広域連合健康診査事業費補助金 450 デジタル基盤改革支援補助金 3,713

3 歳 出

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	18,269	10,589	7,680			18,269	
	1	総務管理費	14,559	7,796	6,763			14,559	
		1 一般管理費	14,559	7,796	6,763			14,559	
		繰入金						10,846	
		事務費繰入金						10,846	
		諸収入						3,713	
		デジタル基盤改革支援補助金						3,713	
2		徴収費	3,710	2,793	917			3,710	
	1	徴収費	3,710	2,793	917			3,710	
		使用料及び手数料						50	
		督促手数料						50	
		繰入金						3,481	
		事務費繰入金						3,481	
		諸収入						179	
		京都府後期高齢者医療広域連合連携強化事業補助金						179	

2		後期高齢者医療広域連合納付金	1,048,020	1,011,510	36,510			1,046,970	1,050
	1	後期高齢者医療広域連合納付金	1,048,020	1,011,510	36,510			1,046,970	1,050
		1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,048,020	1,011,510	36,510			1,046,970	1,050
		保険料						758,376	
		特別徴収保険料現年度分						497,424	
		普通徴収保険料現年度分						259,952	
		普通徴収保険料滞納繰越分						1,000	
		繰入金						288,594	
		保険基盤安定繰入金						288,594	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	442	一般管理費 14,559
8 旅 費	58	
10 需 用 費	50	
11 役 務 費	8,028	
12 委 託 料	68	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	294	
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	5,619	
10 需 用 費	724	徴収費 3,710
11 役 務 費	2,971	
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	15	

18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	1,048,020	保険料納付金 759,426 保険基盤安定納付金 288,594

004 後期高齢者医療事業特別会計

款 項 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3		保健事業費	1,247	1,162	85			1,247	
	1	特定健康診 査等事業費	1,247	1,162	85			1,247	
	1	特定健康診 査等事業費	1,247	1,162	85			1,247	
		繰入金 事務費繰入金 諸収入 京都府後期高齢者医療広域連合健康診査事業費補助金						797 797 450 450	

4		公債費	40	40	0			40	
	1	公債費	40	40	0			40	
	2	利子	40	40	0			40	
		繰入金 事務費繰入金						40 40	

5		諸支出金	2,510	2,510	0			2,510	
	1	償還金及び 還付加算金	2,510	2,510	0			2,510	
	1	保険料還付 金	2,500	2,500	0			2,500	
		諸収入 保険料還付金						2,500 2,500	
	2	還付加算金	10	10	0			10	
		諸収入 還付加算金						10 10	

6		予備費	914	1,189	△275				914
	1	予備費	914	1,189	△275				914
	1	予備費	914	1,189	△275				914

節		説 明
区 分	金 額	
11 役 務 費	9	短期総合機能検査事業 1,247
12 委 託 料	1,238	

22 償還金、利子 及び割引料	40	一時借入金利子 40

22 償還金、利子 及び割引料	2,500	保険料還付金 2,500
22 償還金、利子 及び割引料	10	還付加算金 10

		予備費 914

給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員

(単位:千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
本年度	(4)	442			442		442	
前年度	(3)	355			355		355	
比 較	(1)	87			87		87	

※ () 内は短時間勤務職員(外書き)

職員 手当等 の内 訳	区 分	初任給 調整手当	通勤手当	特殊勤 務手当	時間外・休 日勤務手当	夜間勤 務手当	宿日直 手当	期末手当	勤勉手当	退職手当 (負担金)	合計
	本年度										0
	前年度										
	比 較										

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備考
職員手当等		制度改正に 伴う増減分			
		その他の 増減分			

令和 7 年度

後期高齢者医療事業特別会計

予算説明資料

京都府 京丹後市

令和 7 年度京丹後市後期高齢者医療事業特別会計 予算説明資料

◇◇ はじめに ◇◇

後期高齢者医療制度は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成 20 年 4 月に創設されました。この制度は、2 年間で 1 期として運営されるため、令和 7 年度は 9 期目の 2 年目の事業運営期間となります。

また、保険者である「京都府後期高齢者医療広域連合」は、第 5 次広域計画の期間を令和 6 年度から令和 9 年度とし、「健全な財政運営」、「医療費適正化の推進」、「保健事業の推進」等を重点に置いています。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の方全員と 65 歳から 74 歳の一定の障害のある方を被保険者（対象者）とする医療保険で、京都府内の全ての市町村が加入する「京都府後期高齢者医療広域連合」が運営主体となっており、京都府全体の後期高齢者医療被保険者数は、令和 7 年 1 月末で 429,895 人であり、京丹後市の被保険者数は 11,373 人で、全体の約 2.6%となっています。

令和 7 年度は団塊の世代が 75 歳年齢に到達されましたが、被保険者数は引き続き増加することによります。

医療費の自己負担は、一般の方は 1 割負担、一定以上所得のある方は 2 割負担、現役並み所得のある方は 3 割負担となります。

後期高齢者医療制度の運営は、患者負担を除いた費用について、次の費用負担により運営されます。

保険料 + 支援金		公費負担		
保険料 (75 歳以上等の加入者が負担)	後期高齢者支援金 (74 歳以下の現役世代が、それぞれの医療保険を通じて負担)	国庫 負担 (4/12)	都道府県 負担 (1/12)	市町村 負担 (1/12)
広域連合が賦課、市町村が徴収し、広域連合へ納付。	各医療保険者が支援金を徴収し、診療報酬支払基金を経由して、広域連合へ交付。	国・都道府県・市町村が負担割合に応じて、広域連合へ支出。		

■ 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに算定されることになっており、令和6年度・令和7年度の京都府後期高齢者医療広域連合の保険料率は、以下のとおり決定されました。

		令和6・7年度	令和4・5年度	増 減
保険料率	均等割率	56,340円	53,420円	2,920円増加
	所得割率	10.95% ・令和6年度は、激変緩和措置により10.11% ※年金収入211万円(旧ただし書き所得58万円) 相当までの方が激変緩和措置の対象	10.46%	激変緩和なし → 0.49ポイント増加 激変緩和あり → 0.35ポイント減少
賦課限度額		80万円 ・令和6年度は、激変緩和措置により73万円 ※新たに75歳に到達する方の限度額は80万円	66万円	14万円増加

■ 保険料の軽減対策

後期高齢者医療制度を円滑に運営するため、保険料軽減対策が行われます。

○ 均等割の軽減

総所得金額【被保険者全員＋世帯主】が以下の基準を超えない世帯

【7割軽減】＝基礎控除額【43万円】＋10万円×(給与所得者等の数－1)を超えない世帯

【5割軽減】＝基礎控除額【43万円】＋10万円×(給与所得者等の数－1)＋30.5万円×(被保険者の数)を超えない世帯
(令和6年度は29.5万円、令和5年度は29万円)

【2割軽減】＝基礎控除額【43万円】＋10万円×(給与所得者等の数－1)＋56万円×(被保険者の数)を超えない世帯
(令和6年度は54.5万円、令和5年度は53.3万円)

○ 被用者保険被扶養者の軽減

会社の健康保険、協会けんぽ、公務員の共済組合など被用者保険の被扶養者として加入されていて、これまで保険料を負担していなかった方については、当分の間所得割はかからず、資格取得後2年間は、均等割が5割軽減となっています。

【保険料の納付方法の選択性】

年金からの引き落とし（特別徴収）となる方は、口座振替（普通徴収）による納付を選択することができます。

■ 歳入歳出予算の概要

令和7年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ10億7,100万円を計上しています。

歳入では、市町村が徴収する後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金として、資格確認書等の発行や徴収事務に係る事務費、保険料の軽減に対応する保険基盤安定繰入金を計上しています。

歳出では、一般管理費及び徴収費の事務費及び京都府後期高齢者医療広域連合への納付金を計上しています。

■ 歳入の主な状況

後期高齢者医療事業特別会計の歳入は、次の表のとおりです。

特別徴収保険料 年金からの天引き 広域連合が賦課 京丹後市が徴収 広域連合へ納付	普通徴収保険料 納付書、口座振替 広域連合が賦課 京丹後市が徴収 広域連合へ納付	保険基盤安定 繰入金 市負担分 1/4 府負担分 3/4 一般会計から繰入 広域連合へ納付	事務 費 繰 入金	手 数 料	諸収入	
					延滞 金 加 算 金	雑 入

01 保険料

01 特別徴収保険料

【本年度予算額 497,424千円 / 前年度比 23,488千円増】

02 普通徴収保険料

【本年度予算額 260,952千円 / 前年度比 3,425千円増】

令和7年度は現年度分7億5,737万6千円、滞納繰越分100万円を計上しています。

また、現年度分に係る徴収方法は、年金からの特別徴収を65.5%、納付書・口座振替等による普通徴収を34.5%と見込んでいます。

03 繰入金

01 事務費繰入金

【本年度予算額 15,164千円 / 前年度比4,006千円増】

一般管理費等分 10,886千円 徴収費分 3,481千円 人間ドック分 797千円

02 保険基盤安定繰入金

【本年度予算額 288,594千円 / 前年度比 9,597千円増】

保険料の軽減総額を2億8,859万4千円と見込み、京都府（3/4）と京丹後市（1/4）の保険基盤安定負担金を一般会計から繰入れます。

○ 京都府負担分 $288,594 \text{千円} \times 3/4 = 216,445 \text{千円}$

○ 京丹後市負担分 $288,594 \text{千円} \times 1/4 = 72,149 \text{千円}$

■ 歳出の主な状況

01 総務費

【本年度予算額 18,269千円 / 前年度比 7,680千円増】

総務費は、1,826万9千円で後期高齢者医療事業を運営するための事務費用を計上しています。

01 総務管理費

資格確認書等の交付に必要な経費 14,559千円

※令和6年12月2日以降は、マイナンバーカードを健康保険利用していない方へは「資格確認書」、
8月以降、マイナンバーカードを健康保険利用している方へは「資格情報のお知らせ」を送付する予定とします。

02 徴収費

保険料徴収に係る経費 3, 7 1 0 千円

※ 7 月に保険料の賦課決定をし、保険料決定通知書を被保険者へ送付します。

※ 普通徴収の方は、7 月から翌年 3 月までの 9 期納付となります。

特別徴収の方は、4・6・8 月の年金から仮徴収、1 0・1 2・2 月の年金で精算徴収を行います。

02 後期高齢者医療広域連合納付金

【本年度予算額 1, 0 4 8, 0 2 0 千円 / 前年度比 3 6, 5 1 0 千円増】

後期高齢者医療広域連合納付金は 1 0 億 4, 8 0 2 万円を計上し、徴収した保険料と保険基盤安定負担金を広域連合へ納付します。

<単位:千円>

区 分						本年度 予算額
款	項	目	事業			
2 広域連合納付金	1 広域連合納付金	1 広域連合納付金	1 保険料納付金	759, 426	特別徴収保険料納付金	497, 424
					普通徴収保険料納付金	262, 002
		2 保険基盤安定納付金	288, 594	京都府負担分	216, 445	
				京丹後市負担分	72, 149	
			合 計			1, 048, 020

03 保健事業費

01 特定健康診査等事業費

【本年度予算額 1, 2 4 7 千円 / 前年度比 8 5 千円増】

後期高齢者医療被保険者を対象とした、短期総合機能検査（人間ドック）事業を実施します。